

【憲法】

1.

「遺族が妻である場合には遺族補償年金の受給資格に年齢要件がないのに、遺族が夫である場合には遺族補償年金の受給資格に年齢要件がある」という問題文を読んで、本問が「法の下  
の平等」(憲法14条1項)にかかわるものだと気付いた人は多いことでしょう。

本問は、「法の下での平等」に違反するか否かが問題となる事例について、問題点を的確に指  
摘して合憲性を論ずる筋道を踏まえ、論理的な主張を展開する能力があるか否かを試すとも  
に、あわせて、「法の下での平等」についての基本的な知識があるか否かを試すものです。

2.

憲法14条1項違反の有無を論ずる際には、まず、①当該事例においてどのような「異なっ  
た取扱い」があるのかを指摘し、次に、②その「異なった取扱い」の合憲性をどのような枠組  
みで判断すべきか(判断基準、審査基準)を提示し、そして、③自らの提示した判断基準を  
用いて当該「異なった取扱い」の合憲性について具体的な判断を示す、以上①～③の大きな流  
れにそって論述を進める必要があります。この大きな流れの論理の骨格ができていることが、  
とても大事です。国籍法旧3条1項を憲法14条1項に違反すると判断した最大判平20.6.4民  
集62巻6号1367頁(憲法百選I No. 35)は①～③の流れを示す良いモデルですので、是非参照  
してみてください。

そして、①～③のそれぞれのなかでの論述において、「法の下での平等」を中心とした憲法に関  
する基本的知識の有無が試されることとなります。

3.

憲法14条1項違反の有無を論ずる際に出発点となるのは①です。①ができていないと、②  
③においてどんなに知識を書いても、解答として浅いものになります。本来同じに扱われるべ  
きであるにもかかわらず「異なった取扱い」を受けている者がいるということ、このことを的確  
に指摘しないといけません。誰が誰と比較して「異なった取扱い」を受けているのか、どの  
ような分野における「異なった取扱い」なのか、何に注目して「異なった取扱い」が行われて  
いるのか、「異なった取扱い」の態様はどのようなものかなどに注目しましょう。

4.

「異なった取扱い」の存在を受けてそれが憲法14条1項に違反するか否かを判断する枠組  
みを述べる際の土台は、憲法14条1項が「事柄の性質に即応した合理的な根拠に基づくもの  
でない限り、法的な差別的取扱いを禁止する趣旨である」ということ(上記最大判平20.6.4参  
照)、すなわち「異なった取扱い」に合理的理由があるか否かにより合憲性が判断されるとい  
うことです。そして、「異なった取扱い」に合理的理由があるか否かは、多くの場合、「異なった  
取扱い」の目的ないし理由に合理的根拠があるか(正当か否か)、その目的ないし理由と具体的  
な「異なった取扱い」との間に合理的関連性があるか否かにより判断されます。

②においてこの土台と基本の判断枠組みを提示して、直ちに③の具体的判断に移るというのもありうる解答です。その場合、③においては、問題文にある(1)～(3)を活用するだけではなく、①において指摘した本問での「異なった取扱い」の特徴にも言及することになるでしょう。

上記の土台と基本の判断枠組みをふまえつつも、①において「性別に基づく異なった取扱いである」ことを指摘し、②においてそれを活かす途もあります。憲法14条1項後段列举事由に注目する学説の有力説にならって「厳格な審査基準」ないし「厳格な合理性の基準」をとるという主張、あるいは、上記最大判平20.6.4にならって「慎重な検討を要する」として審査密度を上げるという主張が、これに該当します。もっとも、①において「性別に基づく異なった取扱いである」ことを否定する立論もありえます。本問は、「厳格な審査基準」ないし「厳格な合理性の基準」を採用しないと必ずマイナス評価を受ける、という趣旨で出題されたものではありません。

問題文にある(3)に注目して、社会保障の側面のある分野における「異なった取扱い」であることを理由として立法府の裁量に言及するという主張もありえます。この裁量を広範なものとするか否かも事案の見方により分かります。「性別による異なった取扱いである」か否かと立法府の裁量が広く認められるか否かを組み合わせて立論しても構いません。

このように、②の書き方には唯一絶対の答えがあるわけではなく、①において注目した事柄にも応じてさまざまな書き方がありうるわけです。

## 5.

③は②における判断基準に対応して述べられるべきところです。②の書き方に応じてさらにさまざまな書き方がありうるでしょう。とはいえ、問題文にあるとくに(1)と(2)はここで活用したいところです。(1)を年齢要件の立法目的の説明、(2)を目的と具体的な「異なった取扱い」との関連性を支える立法事実（関連性の根拠となる事実）ととらえて立論するのが、解答として一番書きやすいかもしれません。もちろん、他の活用の仕方もありうるでしょう。

## 6.

本問が取りあげた地方公務員災害補償法に基づく遺族補償年金の受給要件における「異なった取扱い」の合憲性については、大阪地判平25.11.25判時2216号122頁と大阪高判平26.6.19裁判所ウェブサイト（LEX/DB文献番号25540665）が取り上げています。地裁は違憲、高裁は合憲としています。興味のある人は参照してみてください。

以上